平成２８年（フ）第１３２９号
大阪市浪速区元町３丁目８番22―601号、前住所大阪市浪速区日本橋西２丁目８番７号クレール田北301号
債務者　前田　俊彦
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９３号
大阪府豊中市庄内西町１丁目２番10号
債務者　小谷　紀興
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９５号
大阪府東大阪市友井５丁目３番６―902号、前住所大阪府東大阪市友井５丁目３番６―711号
債務者　中　麻千子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９６号
大阪府豊中市末広町３丁目15番17―303号
債務者　清水　幸二
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９９号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―208号
債務者　永松千賀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４００号
大阪市西淀川区千舟２丁目３番34号　宮崎運輸㈱社宅201号室
債務者　領家　　司
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８１号
大阪府岸和田市南上町１丁目16番23―106号、前住所大阪府阪南市鳥取中184番地105号
債務者　家次　紳史
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
大阪府貝塚市森824番地２棟607号
債務者　西村　照美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
大阪府岸和田市春木若松町３番６号
債務者　竹原惠美子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
債務者　坂本美智代
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
大阪府岸和田市磯上町１丁目20番６号、前住所大阪府岸和田市戎町７番25号
債務者　諏訪原寿美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
大阪府岸和田市五軒屋町10番15号
債務者　大和　慶之
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
大阪府岸和田市畑町214番地コートハウス東岸和田Ｃ－１
債務者　植田　　一
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
大阪府岸和田市流木町1067番地
債務者　金子　隆延
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
北九州市小倉北区須賀町８番25―411号
債務者　緒方　優介
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４５号
札幌市手稲区富丘４条６丁目１番４号　市営住宅４号棟305号
債務者　小野　栄二
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８７号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―605号
債務者　細江　昭夫
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３０号
北海道石狩郡当別町字青山89番地１
債務者　山口さなえ（旧姓津崎・小川）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部